

アジアコムだより

2022年2月発行 Vol.73

今年ももう2月も残りわずか。今年は大雪の上、寒い日が続きましたが、ようやく来週には少し暖かくなってくるようです。この時期、体調管理も充分お気をつけていただいて、楽しい春を待ちましょう！

台湾 外国籍のビジネス渡航再開へ

台湾中央流行疫情指揮センターは、台湾国内外の感染状況と経済活動を考慮し、本年3月7日(現地搭乗時間)から、非台湾籍のビジネス関係者の来台を緩和することを発表。

外国人のビジネス視察、投資、契約及び求職などのビジネス活動については、申請者は、国外の台湾大使館及び代表処において特別入境許可の申請が必要。また、3月7日から台湾入境後の検疫期間を10日に短縮するほか、新たな検査措置についても発表していますので、以下ご注意ください。

* 検疫について *

本年3月7日午前0時(台湾への到着時間)から、入国後の在宅検疫日数を10日間(入国日は0日目とする)に短縮し、関連規定を以下のとおり調整する。

1. 検疫日数と検疫場所

- ①在宅検疫の日数は10日間。11日目からは7日間の自主健康管理期間を継続する。
- ②自宅又は親族・友人宅では、原則1人1戸。この検疫条件が満たせない場合は、防疫ホテルで10日間の検疫を完了する必要がある。
- ③同日に入国する家族・同居者は検疫期間中、自宅や親族・友人宅で同居又は防疫ホテルで各々の希望に合わせて同室も可。但しシングルルームは狭いので、原則1室2名以下を推奨。

2. 検査措置

- ①PCR検査(計2回)
ア. 入国時(検疫0日目)にPCR検査を行う。
イ. 検疫期間(検疫10日目)が満了する前にPCR検査を実施する(台湾当局が手配)。検査結果が陰性だった者は、検疫期間満了後に検疫が解除され、7日間の自主健康管理期間を継続する。
- ②家庭用簡易検査試薬による検査
ア. 検疫の3日目、5日目、7日目及び自主健康管理期間の3日目、6日目～7日目にそれぞれ簡易検査を行う。
イ. 家庭用の簡易検査の試薬は、入国時に各国際空港・港湾の職員より支給される。

* 詳しくは台北経済文化代表処等のホームページをご確認ください。

日本の水際対策の緩和 3/1～

1. 指定国・地域からの帰国者入国者の入国後の自宅等待期間の変更

- ①ワクチン3回目未接種者: 検疫所が確保する宿泊施設で3日間待機。宿泊施設で受けた検査が陰性であれば退所後に自宅待機は不要。
- ②ワクチン3回目接種済: 原則7日間の自宅待機。入国後3日目以降に自主的に受けた検査結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続は不要。

* 指定国・地位沖以外からの帰国者・入国者で、ワクチン3回目接種済の場合は自宅など待機不要。
* 日本の水際対策で有効と認められるワクチン接種証明書について、外国で発行されたものについては以下に該当するものに限られます。

- ・1～2回目: ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン
- ・3回目: ファイザー、モデルナ
- ・氏名、生年月日、ワクチン名、接種日、回数が日本語か英語で記載された政府等公的機関発行

2. 入国後の公共交通機関の使用について

入国後24時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り、公共交通機関の使用可能

* 詳しくは外務省海外安全ホームページ等でご確認下さい。

◆お問合せは-----



株式会社 アジア・コミュニケーションズ
〒700-0902 岡山市北区錦町 5-15 南田辺ビル 4階
TEL: 086-231-0334 FAX: 086-222-7732